議案第５７号

朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和６４年朝霞市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「午前４時３０分から翌日の午前１時３０分まで」を「終日」に改める。

第７条第１項第１号中「又は３箇月」を「、３箇月又は６箇月」に改め、同項第２号中「１回」を「２４時間」に改める。

第１０条中「別表」を「別表第１」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、朝霞駅東口立体自転車駐車場は別表第２に定める使用料とする。

別表を次のように改める。

別表第１（第１０条関係）

区分			使用料（１台につき）		
			１箇月	３箇月	６箇月
定期利用	自転車	市内在住・上段ラック	１，８００円	５，０４０円	９，９００円
		市内在住・下段ラック	２，０００円	５，６００円	１１，０００円
		学生・上段ラック	１，５００円	４，２００円	８，２５０円
		学生・下段ラック	１，７００円	４，７６０円	９，３５０円
		市外在住・上段ラック	２，７００円	７，５６０円	１４，８５０円
		市外在住・下段ラック	３，０００円	８，４００円	１６，５００円
	原動機付自転車	市内在住	３，５００円	９，８００円	１９，２５０円
		学生	２，９００円	８，１２０円	１５，９５０円
		市外在住	５，２５０円	１４，７００円	２８，８８０円
一時利用	自転車		２４時間につき　１５０円		
	原動機付自転車		２４時間につき　３００円		

備考

１　学生とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校及び同法第１２４条に規定する専修学校に在学する者をいう。

２　下段ラックには平置きを含む。

３　一時利用とは、１回の利用の都度、使用料を納付するものをいい、利用時間に２４時間未満の端数がある場合はこれを２４時間として計算するものとする。

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第１０条関係）

区分			使用料（１台につき）	
			１箇月	３箇月
定期利用	自転車	一般	１，８００円	４，９５０円
		学生	１，５００円	４，２００円
一時利用	自転車		２４時間につき　１００円	

備考

１　学生とは、学校教育法第１条に規定する学校及び同法第１２４条に規定する専修学校に在学する者をいう。

２　一時利用とは、１回の利用の都度、使用料を納付するものをいい、利用時間に２４時間未満の端数がある場合はこれを２４時間として計算するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一時利用及び定期利用の開始に係る使用料について適用し、施行日前の一時利用及び定期利用の開始に係る使用料（施行日前から開始し、施行日を含む利用期間の定期利用に係る使用料を含む。）については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　改正後の朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の規定による定期利用許可、当該利用許可に係る使用料金の徴収その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代